

災害時個別支援計画の作成について

令和3年11月25日 保健福祉局障害者支援課

本日の内容について

- 1 災害時個別支援計画作成の流れについて
- 2 災害情報等の基礎資料の作成について
- 3 保護者の意向と避難先の確保について
- 4 避難時に必要となる支援者の確保及び関係者会議の開催
- 5 避難訓練の実施について
- 6 今後の展開について

医療的ケア児にかかる災害時個別支援計画の作成について(概要)

【作成までの流れ】

順番	主たる実施者	内容	関係機関
(1)	行政(保健福祉) 医療的ケア児 コーディネーター	災害時個別支援計画の作成にかかる対象者の抽出 ・災害警戒区域内に居住し、人工呼吸器及び酸素療法などの医療的ケアが必要な子どもを対象に抽出	・行政 (危機管理)
(2)	行政 (危機管理室・ 区役所)	居住する災害警戒区域の避難情報のとりまとめ ・居住する地域の防災情報や避難するタイミングにかかる情報提供のとりまとめ	・行政 (保健福祉)
(3)	医療的ケア児 コーディネーター	医療的ケア児の保護者への情報提供及び同意 ・居住地が災害警戒区域内にあることの説明及び希望する支援(避難するかどうかも含めた)の聞き取り	・行政(区) ・医療機関等
(4)	医療的ケア児 コーディネーター	避難先の場所及び支援者の確保 ・福祉避難所等を含めた受け入れ可能な避難先の確保 ・避難にかかる必要な人員等の確保	・行政(区) ・医ケア児 協議会
(5)	医療的ケア児 コーディネーター	災害時個別支援計画にかかる関係者会議の開催 ・保護者、避難時の支援者、避難先、医療機関、訪問看護事業所等が集まり、顔の見える連携を推進	・行政(区) ・支援員 ・関係者
(6)	医療的ケア児 コーディネーター	災害時個別支援計画に基づく避難訓練の実施及び更新 ・計画に基づく避難訓練を行うとともに、毎年〇月には個別支援計画の確認(更新)を実施	・全ての 関係者


令和3年3月10日 北九州地域医療的ケア児支援協議会資料 (赤字部分を加筆・強調)

1 事業概要： 自力又は同居する家族などの支援で避難することが困難な高齢者や障害者の方などを事前に把握し、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、平常時からその情報を地域に提供することで、災害時における避難支援の仕組みづくりを促進するもの。

「身体的要件」のいずれかに該当し、かつ「地理的要件」に定める区域に居住している方のうち、「除外要件」に該当しない方について、地域への個人情報の提供に同意を得た方を避難支援事業の対象者として名簿に登録している。


身体的要件

- 1 要介護認定者
 - (1) 要介護3以上の方
 - (2) その他の要支援、要介護で日常生活が自立又はほぼ自立している方以外の方
- 2 身体障害者手帳交付者
 - (1) 身体障害者手帳1・2級交付者
 - (2) 身体障害者手帳3～6級交付者で視覚障害など一定の障害のある方
- 3 療育手帳A交付者
- 4 精神障害者保健福祉手帳1級交付者
- 5 その他、民生委員等からの情報により自力避難が困難な方




除外要件

- 1 マンション等堅牢な建物の2階以上に居住している方
- 2 自力避難が可能である方 (自助が可能)
- 3 **健全者が同居しており、常に避難支援を受けられる方 (自助が可能)**
- 4 医療機関又は施設等に入所している方



地理的要件

- 1 北九州市風水害危険区域及び北九州市風水害準危険区域
- 2 土砂災害防止法により指定された土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域
- 3 北九州市水防計画により指定された浸水想定区域 (計画規模降雨による区域)
- 4 津波防災地域づくり法により指定された津波災害警戒区域



避難行動要支援者名簿 (同意者)

氏名	生年月日	性別	住所(居所)	電話番号	FAX番号	避難支援等を必要とする事由				備考
						身体障害の種別	療育手帳	精神障害	要介護度	
〇〇 〇〇	\$〇.〇.〇〇	男	〇〇区〇〇	〇〇〇-〇〇〇〇		視覚障害			要介護3	
△△ △△	\$△.△.△△	女	△△区△△	△△△-△△△△	△△△-△△△△	聴覚障害	○			
□□ □□	\$□.□.□□	男	□□区□□	□□□-□□□□	□□□-□□□□			○		

2 課題： (除外要件となっている) **同居する健全者から避難支援を受けられる方**を名簿に追加する場合、当該地域の実情を把握する避難支援関係者の理解が必要となる。

医療的ケア児は除外されるが、保護者だけでは避難が困難

災害時個別支援計画の作成対象となる医療的ケア児の抽出について

①医療的ケア児の調査（毎年実施）

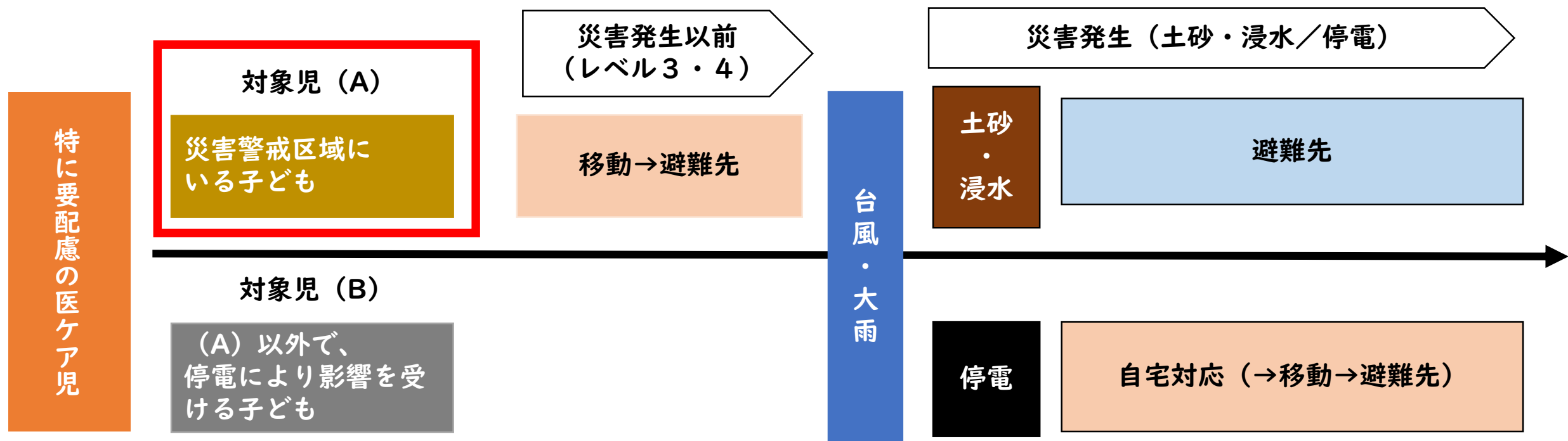
【医療機関】

- ・対象年齢0歳から就学前までの医療的なケアを必要とする子どものリストの提出

【教育委員会】

- ・医療的なケアを必要とする（看護師が必要な）子どものリストの提出

②リストから対象となる子どもを抽出



災害警戒区域内に居住する医療的ケアが必要な子どもについて

市内の医療的ケア児の状況

- 市内の医療的ケアが必要な子どもの把握は、令和元年度、令和2年度と調査を行っており、3年度も実施予定。
- 令和2年度の調査の結果、市内には167名の医療的なケアが必要な子どもがいる。

災害警戒区域内に居住する医療的ケア児の状況

区	医療的ケア児	災害警戒区域内	常時人工呼吸器が必要	
				うち災害警戒区域内に居住
門司区	6名	0名	0名	0名
小倉北区	30名	8名	5名	3名
小倉南区	40名	5名	2名	1名
若松区	13名	1名	0名	0名
八幡東区	15名	0名	4名	0名
八幡西区	51名	2名	3名	0名
戸畑区	12名	1名	1名	0名
計	167名	17名	15名	4名

- 災害警戒区域内に居住している医療的ケア児は17名。
- 24時間常時人工呼吸器が必要な医療的ケア児は15名。うち、災害警戒区域内に居住している医療的ケア児は4名。

災害情報等の基礎資料の作成について

対象となる災害について

災害の種類	対象地域
土砂災害	土砂災害(特別)警戒区域
洪水(河川氾濫)	洪水浸水想定区域(河川ごと)
高潮	高潮浸水想定区域
津波	津波浸水想定区域

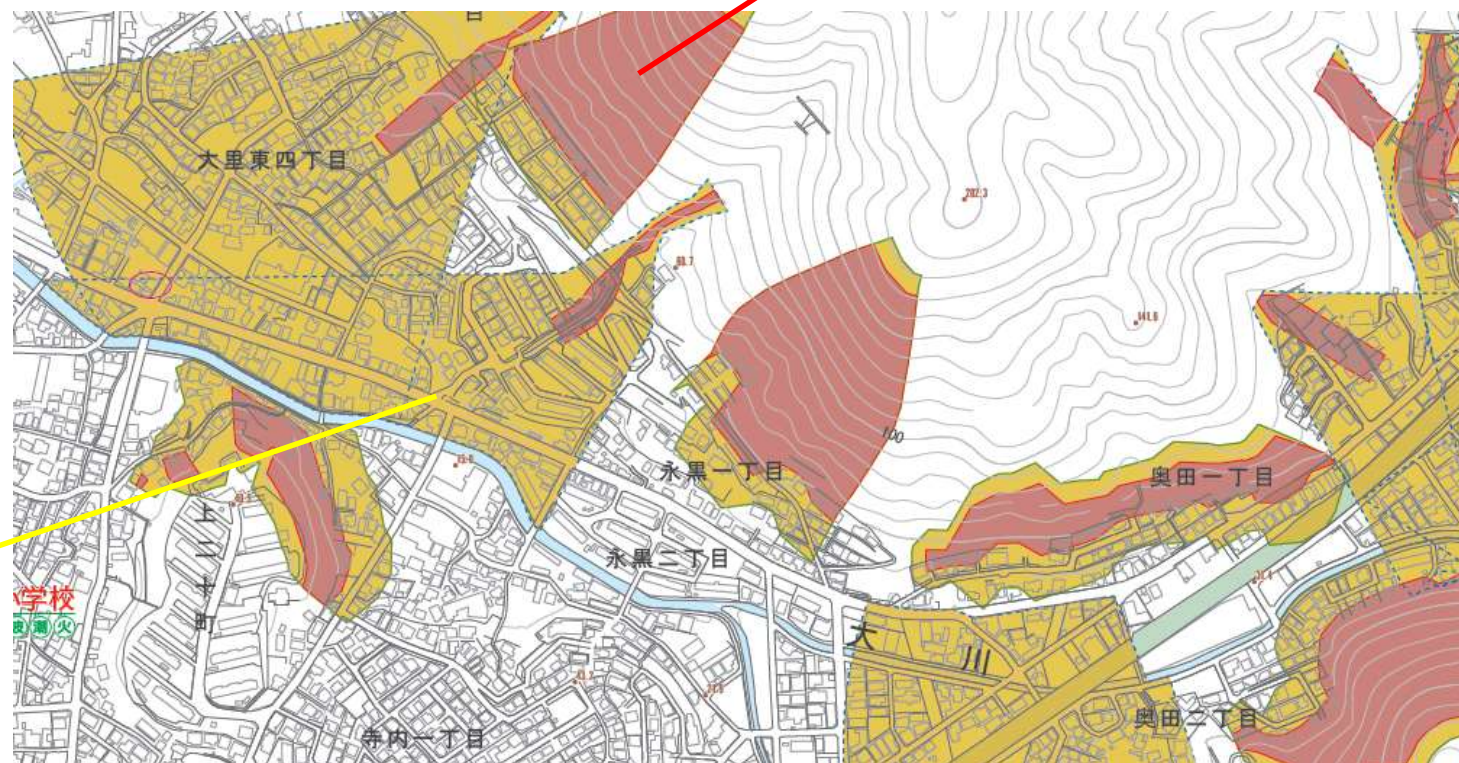
土砂災害について

土砂災害警戒区域は、土砂災害が発生した場合に、生命や身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域で、土砂災害防止法に基づき、福岡県が指定する。

危険度に応じて、土砂災害警戒区域(イエローゾーン)と土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)に分けられている。

土砂災害警戒区域

土砂災害特別警戒区域



災害情報等の基礎資料の作成について

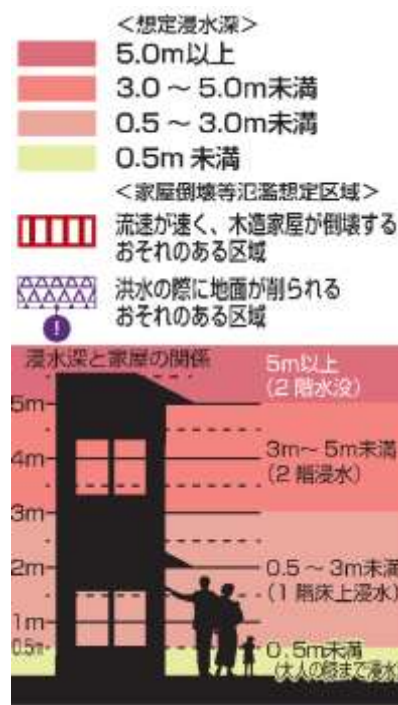
洪水(河川氾濫)について

洪水

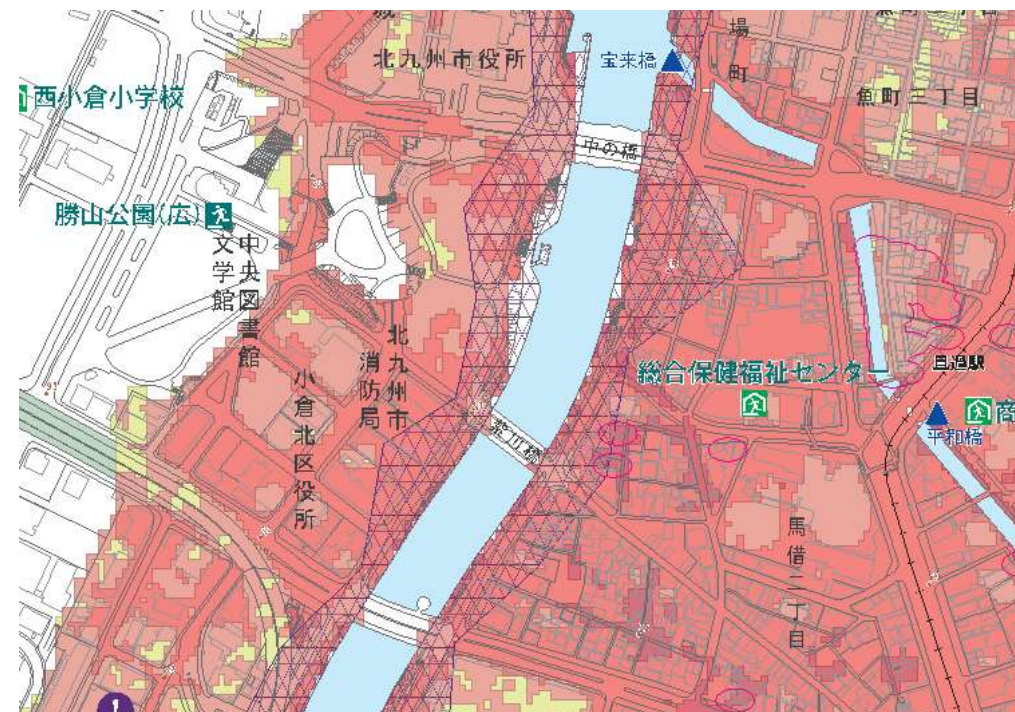
-----【河川氾濫(外水氾濫)】-----

対象河川	確率降雨
紫川	24時間総雨量966mmの今までにないような大雨による氾濫を想定
板櫃川	3時間総雨量352mmの今までにないような大雨による氾濫を想定
神嶽川・砂津川	概ね50年に1度程度の大雨による氾濫を想定

24時間総雨量966mmの雨
※平成29年7月豪雨は最大545.5mm



小倉北区内、大手町、馬借周辺



高潮について

水防法第14条の3に基づく想定最大規模の高潮浸水想定区域と避難所等を掲載。想定最大規模とは、昭和9年の室戸台風級(我が国既往最大規模、中心気圧900hPa)の台風襲来と満潮が重なった場合を想定している。

北九州市においても、平成11年の台風第18号により、門司区、小倉南区の周防灘沿岸部を中心に浸水被害が発生している。



小倉北区内、大手町、馬借周辺



災害情報等の基礎資料の作成について

保護者に説明する基礎資料の掲載する項目について .. 災害警戒区域に居住している全ての対象者について作成済み

(1) 医療的ケアが必要な子どもの居住地の災害想定について(例示:八幡西区)

居住地:八幡西区御開

災害の種類	対象地域	備考
土砂災害	土砂災害(特別)警戒区域	—
洪水(河川氾濫)	洪水浸水想定区域(河川ごと)	—
高潮	高潮浸水想定区域	比較的発生頻度の高い高潮を想定
津波	津波浸水想定区域	0.01m以上 0.3m未満

(2) 避難情報の発令について

居住地における避難情報の発令は、次のとおり想定される。

【高潮】

- 想定最大では、自宅は5.0mの高さまで浸水されることが想定される。
- 高潮では川沿いでも氾濫が発生し被害を及ぼすこともある。
- 避難の開始にあたっては、対象地域にレベル3が発令された場合に、避難を開始することを検討する。

(3) 避難所について

避難情報発令時(レベル3やレベル4)の予定避難場所は、「ひびきの市民センター(若松区ひびきの北8—28)」が適切な避難所と考えられる。

- ※近隣の市民センターは高潮災害時利用不可となっている。
- ※橋を渡れば、〇〇市民センターが最も近いがリスクが高い。

保護者の意向と避難先の確保について

(1) 保護者の意向確認

基礎資料を説明後、保護者の意向確認を行う。

【家庭、親族等の状況】

○避難時の支援や避難先として場所を提供してもらえる親戚や知人が近くに住んでいるかどうかを確認する。

【住居の状況】

○マンション等の堅牢な建物に居住している場合などは、在宅の方が安全であれば在宅避難を検討する。

(2) 避難先の確保

①災害時には避難することを選択した場合は、**まず最寄りの予定避難所の状況を確認する。**



エレベーター



2階和室



トイレ

- ・予定避難所（市民センター）は、自宅から最も近く、場合によっては個室もあるため、避難先として検討することとなるが、エレベーターが狭く、バギー等が入らないことが多い。
- ・なお、予定避難所が体育館となっている場合は、個室の確保も電源の確保も困難なことから避難先としては適切ではない。

(3) 別の避難所を探す

予定避難所が避難先として適切でない場合は、次の候補先を検討して、避難先を探す。

【医療的ケア児の避難先を考える際の視点】

- ◎災害が想定される区域内ではないこと（避難先への移動時にリスク（アンダーパスを通るなど）がないこと）
- ◎スムーズに移動でき、個室で、空調設備や電源が確保できること
- △できれば非常用電源があること

①福祉避難所

高齢者や障害のある人など、何らかの特別な配慮を必要とする方を対象とする避難所（福祉施設など）。
必要に応じて、市の要請を踏まえて、開設される二次的な避難所で、本市の場合は福祉避難所は公表されていない。

②短期入所

障害福祉サービスの短期入所を利用。あらかじめ、受給者証の交付を受ける必要がある。
利用者負担が発生。事前に、施設でのサービスの利用が必要。

③親戚宅、ホテル

親戚宅やホテルが災害警戒区域内ではないことを確認する。

④在宅避難

自宅の安全が確保されている場合（マンションの高層階で浸水の恐れがないなど）には、必ずしも避難所に避難する必要はないため、自宅での避難を検討する。

⑤協力機関

適切な避難場所が見つからない場合は、北九州地域医療的ケア児ネットワーク連絡会を活用して、避難先を探す。

(1) 支援者の確保について

避難にかかる支援の必要な人員の確保を図る。

①親類、知人

近隣に住んでいる親類や友人に、移動時の支援を依頼。

②移動支援（地域生活支援事業）

移動支援事業を利用。あらかじめ、受給者証の交付を受ける必要がある。利用者負担が発生する。

③自治会、民生委員など

避難行動要支援者避難支援事業を利用。区役所に相談、自治会の協力が必要。

④協力機関

医療的ケア児が避難先に移動する際の支援について、協力を申し出ている施設等に市を通じて依頼。

(2) 関係者会議の開催について

- 医療的ケアを必要とする子ども、保護者、医療機関（主治医）、訪問看護事業所、福祉サービス提供事業所、避難先の関係者、行政（危機管理、保健福祉、区役所）を集め、関係者会議を開催。
- 会議では連絡先の交換、避難のタイミング、避難時の連絡方法（ラインが便利）、移動手段についての確認を実施。
- 関係者会議では、保護者の意向を踏まえながら、支援の内容について確認を行う。また、実際に顔の見える連携を図ることで、円滑な避難につなげる。

3 避難開始時の連絡方法について

避難を開始する際の**連絡網**参照

(当日の様子) ※保護者の方にも来て頂きました

1 保護者

- 避難する場合は、最初の連絡先（支援者）に依頼する
*LINEが利用できれば非常に便利



2 支援者

- 連絡を受けた方が支援可能な場合は、
 - ①次の支援者に、「支援者は〇〇となったので、支援は不要」を伝えること
 - ②保護者に、「支援に向かうこと」と「自宅への到着予定時刻」を伝えること
 - ③その結果を踏まえ、「避難先」に、「到着予定時刻」と「支援者名」を伝えること

3 保護者

- 避難先に到着後、LINEまたはメールにより関係者に連絡すること

※グループLINEを作成すれば、タイムリーに支援者が決定し、到着時刻などが関係者と情報共有できるので便利。誤送信のリスクもあるが、個人情報を載せなければリスクは低い。

避難訓練の実施及び更新

(1) 気象情報等を入手し、避難を判断する訓練(座学)

訓練項目	訓練目標	実施者	結果
気象情報、河川水位情報を収集する <input type="checkbox"/> 気象庁のHPを確認 ・防災情報、キキクル(危険度分布) <input type="checkbox"/> 防災情報北九州のHPを確認 ・災害情報、水位観測情報	<input type="checkbox"/> 必要な情報をHPから入手できるようにする	全ての関係者	
避難情報の入手 <input type="checkbox"/> 携帯電話の緊急速報メールの確認 ・避難情報と対象地域 <input type="checkbox"/> 防災情報北九州の避難情報	<input type="checkbox"/> 対象地域に避難情報が発令されたら、避難を開始するために関係者に連絡できる	保護者	

(2) 避難先までの避難を円滑に行う訓練(現地)

訓練項目	訓練目標	実施者	結果
関係者に連絡する ・支援者に避難開始 ・関係者との情報共有	<input type="checkbox"/> 円滑に連絡できる <input type="checkbox"/> 必要な情報が関係者と共有できる	保護者 全ての関係者	
自宅から避難先で避難する ・自宅～車～避難先までの移動支援 ・必要な医療機器等の持ち出し	<input type="checkbox"/> 自宅から避難先まで円滑に避難できる <input type="checkbox"/> 必要な医療機器や物品等がある	保護者 支援者	

(3) 更新について

○ 年に1回(毎年5月頃)に、支援者や関係者と避難訓練を実施し、連絡先や支援内容など、変更となった情報の共有を図る。

避難訓練の様子



ご自宅での様子



ご自宅から出発



避難先に到着



避難に必要な荷物



避難先の様子

今後の災害時個別支援計画作成の進め方について

対象者について

- 災害警戒区域に居住している医療的ケアが必要な子どもは17名。
- そのうち、災害のリスクが高く、マンションなどの堅牢建物に居住していない方（3世帯）を優先。

居住地	災害種別
戸畑区（一軒家）	高潮 … 比較的発生頻度が高い
八幡西区（一軒家）	高潮、津波 … 比較的発生頻度が高い
小倉南区（一軒家）	浸水（東谷川、紫川） … 比較的発生頻度が高い

避難情報のとりまとめについて

- 3世帯については、個別支援計画作成にかかる基礎資料（避難情報等のとりまとめ）を作成済み。
- 今後は、まず基礎資料を関係機関へ説明後、作成にかかる本人や保護者の同意を得ることが必要。

✓ 医療的ケア児コーディネーターが中心となって、行政や関係機関と連携しながら、今年度内の個別支援計画作成を目指していく。

✓ 今後は、医療的ケア児コーディネーターが中心となって計画作成していくことになるが、初めて取り組むことになるので、行政も協力する。

✓ 皆様にも個別にご相談する可能性が高いので、お声掛けがあれば是非ご協力をお願いしたい。